

平成28年9月 岡山市教育委員会定例会 会議録

1 開催日	平成28年9月27日(火)		
2 開会及び閉会	開会	14時00分	
	閉会	14時45分	
3 出席委員	教育長	菅野和良	
	委員	奥津晋	
	委員	塩田澄子	
	委員	藤原佳代子	
	委員	石井希典	
4 会議出席者			
職名	氏名	職名	氏名
教育次長	安田充年	教育次長	天野和弘
統括審議監	小西洋史	審議監(学校教育担当)	三宅泰司
審議監(生涯学習担当)	後河正浩	審議監(教育人事財務担当) (人事財務課長事務取扱)	石井雅裕
教育企画総務課長	赤野政治	指導課長	岡林敏隆
指導課教育支援担当課長	服部道明	文化財課長	乗岡実
地域子育て支援課課長補佐	田中光彦		
事務局(教育企画総務課主査)	生田裕宣	事務局(教育企画総務課主任)	長森晴子
5 議題及び結果			
第19号議案	平成29年度に岡山市立岡山後楽館高等学校で使用する教科用図書 の採択について		原案可決
第20号議案	岡山市文化財保護審議会への諮問について		原案可決
6 教育長等の報告 [平成28年8月13日(土)～平成28年9月16日(金)]			
教育長職務代理者の指名について			
8/18	しゃべりんぴっく		指導課
8/19	就学・教育相談会④		指導課
8/24	ますかっど夏季講座「学力向上フォーラム」		指導課
8/25	ますかっど夏季講座「模擬授業」		指導課
8/27	おかやまイングリッシュビレッジ事業「留学体験 in 福 谷」		地域子育て支援課

<p>教育企画総務課長</p>	<p>○ 教育長職務代理者の指名について報告する。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第13条第2項に、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う」とあるとおり、教育長の代理は教育委員の中から教育長があらかじめ指名することになる。このたび、教育長が奥津晋委員を教育長職務代理者として指名されたので報告する。</p> <p>なお、教育長職務代理者の任期は、法律での規定はなく、当該教育長が別の教育委員を指名するまでか、新たに任命された教育長が新たに職務代理者を指名するまでのいずれかになる。</p> <p>また、教育長職務代理者たる委員が行う職務のうち、具体的な事務の執行等、職務代理者がみずから教育委員会事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難である場合には、法第25条第4項に基づき、その職務を教育委員会事務局職員に委任することができる。本市においては、この場合の事務局職員を教育次長としている。報告は以上である。</p>
<p>教育長 全委員 教育長 奥津委員</p>	<p>○ よろしいか。</p> <p>○ <承認></p> <p>○ よろしく願います。次に、事業報告をご覧ください、何か質問はあるか。</p> <p>○ 「しゃべりんぴっく」は、恐らくオリンピックのさなかに行われたようだが、内容とどういった方が参加したのか説明願いたい。</p>
<p>指導課教育支援担当課長</p>	<p>○ これは今年度から新たに教育委員会で取り組んでいる事業である。当初、「しゃべりんぴっく」という名前ではなかったが、「生徒会の集い(仮)」ということで参加者を募集、選定した。38中学校のうち34中学校から、生徒70名、教員35名が参加している。来られなかった学校は、当日、一宮高等学校や西大寺高等学校がオープンスクールだった関係で来られなかったということだが、ほとんどが生徒会執行部の子どもたちを中心に参加があった。</p> <p>各学校の生徒会の取組を互いに紹介しあったり、さまざまなテーマに基づいてディスカッションをしたりといったことを、2時間程度の時間だが、させていただいた。</p> <p>岡山市が今進めている一次的支援、当たり前のことを当たり前にやっという流れの中で、そういう生徒会活動を活性化しようということを目的に開催したところである。今回初めてで、いろいろ不安な面もあったが、生徒からもかなり好評を得ていて、ぜひ来年度以降も続けていきたいと思う。</p>
<p>藤原委員</p>	<p>○ 今の件に関して、新聞で様子等が出ていた。こういう行事があることについて、月例の事業予告ではあるが、それだけでは内容が全然分からない。だから、例えばスマホサミットであるとか、県との共催事業であるとか、この「しゃべりんぴっく」のようなものは、ピンポイントで私たちに案内をしてもらって、行けるときには行かせていただければと思う。</p>
<p>指導課教育支援担当課長</p>	<p>○ ぜひ、そうさせていただこうと思う。広報連絡はしているので、それと同じようなものを皆様方にご紹介しようと思う。</p>
<p>藤原委員</p>	<p>○ 3、4番目の「学力向上フォーラム」と「模擬授業」は1日違いで参加者数も違うが、その対象の内訳を説明願いたい。</p>
<p>指導課長</p>	<p>○ 詳しい内訳を今すぐには出せないが、主に小学校の先生方に来ていただいた。24日のパネリストが小学校の先生中心で行ったということと、模擬授業も小学校の算数、社会ということで、小・中全校に案内はしたが、結果として小学校の先生の参加が中心になった。年齢層で言うと、幾らかベテランの方も来られたが、若い方がかなり積極的に参加してくださった。</p>
<p>藤原委員 指導課長</p>	<p>○ 3番の学生さんは、どういう対象なのか。</p> <p>○ 岡山大学にお願いして会場をお借りした。将来教職を目指す方に参加を呼</p>

<p>藤原委員 指導課長 藤原委員</p> <p>塩田委員 地域子育て支援課課長補佐</p> <p>塩田委員 地域子育て支援課課長補佐</p>	<p>びかけたところ、教育学部の学生の方11名、一緒にフォーラムの中に入っていたという事である。将来的に、運営のボランティア等も含めて、学生にも参加を促していくようなことがあってもよいかと思っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 模擬授業も小学校の先生がされたのか。 ○ そのとおりである。 ○ 例えば学力向上や模擬授業等、小学校の先生は熱心だと思うが、結果的に中学校につながらないといけない。中学校もこの時期は部活やいろいろなことで出にくい時期ではあると思うが、いきいき学校園づくりでもつながってるわけだから、小学校の授業の仕方は随分参考になると思う。学校のアクティブラーニング等の内容がより具体的になったら、両方要るのではないかと思うので、広報のときに積極的な呼びかけをお願いしたい。 ○ 5番のおかやまイングリッシュビレッジについて報告願いたい。 ○ イングリッシュビレッジ事業も今年度で5年目を迎えているところであるが、今年度、同じく福谷小学校で39名の児童を対象に行った。今年度は中高学年の担当の方が変わられて、例年より、より英語色に染まった活動になった。ただ、英語色に染まったのだが、少しレベルが高かったので、初心者の子でも楽しめるような英語活動ということで、単語づくりゲームや英語村めぐりゲーム、絵本の読み聞かせ等、少し例年より変わったプログラムで実施した。 ○ 先生役の方が何人いらしたのか、また、応募人数が分かれば教えてほしい。 ○ 募集人員60名のところ、39人の参加だった。 実はもともと45人ぐらいの応募があったのだが、ちょうどこの日、学校のさまざまな行事と清掃活動等に当たったようで、思ったほど集まらなかった。 来年度は日程を変えていきたいと思うが、その分、スタッフが余ったので、各班に外国人講師の方が2名、日本人スタッフが2名、それから学生ボランティアもつくという、至れり尽くせりの一日を子どもたちは過ごすことができた。
<p>7 議事の概要</p>	
<p>教育長 教育長 全委員 教育長</p> <p>教育長 全委員 教育長 全委員 教育長</p> <p>教育長 指導課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 9月岡山市教育委員会定例会を開催する。 ○ 本日は報道関係1社がいらしている。入室してもらってよいか。 ○ <承認> ○ 報道機関の方へのお願いだが、携帯電話など、音が出るものは音が出ないようにお願いしたい。それから、傍聴席での写真等の撮影や録音は認めていないので、あらかじめご了承いただきたい。よろしく願います。 ○ 日程第1、会期は本日1日限りとしてよいか。 ○ <承認> ○ 日程第2、8月定例会の議事録に問題はないか。 ○ <承認> ○ 日程第3、教育長職務代理者の指名について教育企画総務課から報告願う。(会議録6「教育長等の報告」に記載) ○ 日程第4、第19号議案を説明願う。 ○ それでは、説明をさせていただきながら、準備を進めてまいりたいと思うのでご了解いただきたい。 本議案についてだが、岡山市立岡山後楽館高等学校における平成29年度使用の教科用図書を選択をしていただくというものである。まず、高等学校の選択の手順等について確認をさせていただく。 高等学校については、さまざまな学科があったり、有償であったり、それから専門性も高いということもあり、教科書の選択について、学校自身に大きな

権限が与えられている。そこが小・中学校の仕組みと全く異なっている点である。小・中学校は4年に1回の採択替えだが、高等学校は毎年の採択替えをお願いしているものである。今回も、前回と同様、岡山後楽館高等学校の先生方に実際に調査研究、教科書の内容についての良し悪しを研究していただいた。その研究資料をもとに、校内で選定委員会を設けていただき、選定資料を作成したところである。

お手元に配付をさせていただいたものが、大変分厚いものだが、選定資料である。岡山後楽館高等学校は総合学科ということでもあり、かなりの種類の教科書を使う学校になっている。選定委員については、学校の管理職、それから教科の代表の方もさることながら、PTAの方、地域協働学校の運営委員の方にも入っていただいて、しっかり審議をしていただきながら、この資料ができ上がったという経緯である。本日はその資料をもとに、今、担当が実物をいろいろと目の前に配らせていただいているが、それも見ていただきながら、短い時間ではあるが、審議をしていただければと思う。

例年と変わっていることを、次に申し上げる。

例年は、9月16日までに県が全県的なものを取りまとめて、文部科学省に教科書の内容、どの教科書を採択したかということと、どのくらいの数が必要なのかという需要数を報告するという取り決めになっているが、今年度に限っては、この報告期限が10月31日になった。したがって、この9月の定例会での採択をお願いするものである。

理由については、報道等もあって、ご記憶にもあるかと思うが、高等学校の教科書の出版社が無償で高等学校に教材を提供したり、あるいは指導書は無償で配布をしたりするという、採択に影響があったのではないかと疑念を抱かせるような行為があったということで、6月から7月にかけて文部科学省が全国的に調査をした。出版社あるいは高等学校に調査をし、その結果が出たのが8月の少し前であるという状況があったので、その影響により今回は10月31日となっている。

岡山後楽館高等学校について申し上げれば、私どもも直接聞き取りを行ったし、文部科学省から出てきたリストにも、学校には全く影響はなかったということで、全国的に疑われるような行為はなかったと認識をしている。そのことを改めてご報告する。

なお、教科書採択に関して、一つ参考となるものとして、教科書展示会というものが全国的に行われている。岡山市においても、法定展示期間である6月17日から7月2日に岡山市の教育センター、それから御津の教科書センター等で行ったが、岡山市の教育研究研修センターで高等学校の教科書の展示をさせていただいた。参加者からのアンケートをとっているが、今回の高等学校用の教科書についてはご意見はいただかなかった。

では、実際に国語を例にご説明をさせていただく。選定理由書の2ページの国語総合の欄をお開きいただきたい。

国語総合は24種類の教科書が出版されている。岡山後楽館高等学校では、この中から生徒に最も適した教科書として、株式会社大修館書店のものを選定している。国語総合というのは、現代文、古文、漢文、そういったものを全てを含んだ内容の教科書である。この大修館書店の教科書の特徴についてだが、目次に「活動」、「基礎力」、「知識」に分けて、期待する国語力というものが明示をされている。また、生徒の興味・関心を引くようなコラムが結構ちりばめられており、理解を深める一助になっているところである。こうした理由で、岡山後楽館高等学校が進めている主体的な、協同的な学びを生徒自身が意識しながら学ぶことに適しているということで選定をされたものである。

<p>藤原委員 指導課長 藤原委員 指導課長</p>	<p>実際に手にとってご覧いただき、ご質問等あればお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1教科ずつということか。 ○ 全てやると大変なので、サンプルとして今、国語をご紹介した。 ○ わかった。 ○ まとめて議決をいただけたらと思っている。他にも、例年だと地理、公民科や、昨年だと消費者・主権者教育のこと等をお尋ねになられたが、気になるところを出していただければ、お答えできる範囲でお答えしようと思う。
<p>教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 何か、この教科のことを聞いてみたいとかというのがあれば言っていただきたい。
<p>藤原委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教科ではなく全体的なことで。選定委員会が一番の中心だろうと思うが、学校が示したこの案に対して、保護者や他の関係団体から特段の意見はなかったのか。
<p>指導課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議事録によると、興味関心の高い地歴科や、それから生徒の実情に合ったものをとるべきだといったご意見はいただいている。
<p>藤原委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個々の教科書でも全体が分からないが、例えば岡山後楽館高等学校の生徒さんにとって、進学を中心にしたような教科書になっているのか。総合学科だからいろいろな学科があると思うが、普通科系に関してはそういうことを目指した、普通科高校が選択したような教科書なのかどうか。
<p>指導課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ おっしゃるように、岡山後楽館高等学校の子どもたちはいろいろな進路選択をするので、それに対応できるような、いろいろな内容の教科書を今回は選んでいる。普通科で使うような数学の、例えば数Ⅲの教科書もあるし、商業科、工業科で使うもの、それから看護科で使うようなものということで、全体的にボリュームが膨らんでいる。
<p>藤原委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 例えば、外国語のコミュニケーション英語のⅠには、違う2種類を選んでいる。これは対象の生徒が違うのか、それとも何かコースがあるのか。
<p>指導課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ これは対象の生徒が違ってくる。自分たちの進路選択によって、例えば4年制大学を希望する子どもたちの授業で使う教科書、あるいは就職を考える子どもたちの教科書というように、目的によって、いろいろな種類のものがとられている教科がある。
<p>藤原委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 例えば去年選んでいたもので、1年から3年まで3年間使おうと思ったけれども、今回会社が変わったといった、変則になるものはないのか。
<p>指導課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中学校、小学校のように、ずっと持ち上がっていくというようなシステムではなく、その年その年に自分の必要な授業をとっていくので、結果として今年度は42冊、新しく採択替えになっているということである。
<p>藤原委員 教育長 藤原委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ すごく間口が広いから、大変だと思う。 ○ 総合学科のデメリットでもありメリットでもある。 ○ 生徒にとってはいいことだろうが、なかなか選ぶのも大変だし、教える方も大変だと思う。もちろん大丈夫だったのだろうが、先ほど言われた、話題になったような会社の教科書もある。
<p>塩田委員 指導課長 塩田委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高校の教科書は毎年改訂をしているのか。 ○ 毎年している。 ○ 採択は毎年だが、教科書自体の改訂はどうか。教科書が毎年がらりと変わるということか。
<p>指導課長 塩田委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年ではなく、継続的なものもある。 ○ 何年かに1回、がらりと変わるとか、そういったものではないということか。マイナーチェンジという感じか。そんな中で毎年採択替えをしていく意味はどのようなところか。
<p>指導課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒一人一人にとってどのような教科書が適しているのか、毎年見直してい

石井委員	<p>くこととと思っている。今年子どもたちにはこれがよかったが、来年子どもたちにはまた違ったものがあるだろうとか、そういった視点で毎年教科書研究をしている。</p> <p>○ 今の質問に関連して、高校で毎年教科書を選定していくというのは、小・中学校と比べて、高校の教科書は最先端のものを含む可能性も大いにあるので、その機会が4年に1回といった小・中学校と違い、高校はサイクルが短いというところが理由かと思うが、それはどうか。</p>
指導課長	<p>○ 実際に、最先端の研究成果等を反映させる内容もある。特に、科学的なものや歴史的なもの、それから世界情勢といったものがあるので、見直されているということはあると思う。</p>
石井委員	<p>○ 採択替えが42種あったということだが、今回の選定の中で、全66種のうち、発行者自体が変わったり、同じ発行者の中で種類が変わったというものの比率はどのくらいあるのか。教科書自体は同じだが改訂したということではなく、本当に選択するものが大きく変わったというのは、どれくらいあるのか。</p>
指導課長	<p>○ 42冊変わったわけだが、そのうちの16冊が平成28年度とは違う教科書になっている。その16冊のうち7冊は教科書の改訂があったもの、残りの9冊は改訂はなく種類を変えているものである。それから、それ以外の26冊については、会社は一緒だが改訂があったもの、記述の内容が多少変わっているものということになる。</p>
石井委員	<p>○ 毎年変えるということは決まりになっているのか。それは2年に1回、4年に1回ではいけないのかというところの議論の余地はないということか。</p>
指導課長	<p>○ 毎年採択をしないといけないという規定はないが、1年ごとに丁寧に見直しているという状況である。</p>
石井委員	<p>○ 生徒さんのために、教科書をより良いものに変えていくということ自体、適切なことだと思うが、その選定の作業に実際どれくらいの時間を使い、どれくらいの負担なのか、効果と合わせて考えた上で、適切なサイクルで変えていくということも大事ではないかと感じた。</p>
教育長	<p>○ 今のはご意見ということによろしいか。</p>
石井委員	<p>○ はい。</p>
教育長	<p>○ 本来ならじっくり見ていただくところだが、なかなかこれを全部ご家庭にお送りするわけにもいかずといったところである。</p> <p>今、制度的なところをお尋ねくださったが、例えば岡山後楽館高等学校も異動があるわけだが、先生が変わると教科書も変わるということはあるのか。</p>
指導課長	<p>○ なかなかゼロではないようには思う。ご自分が使いやすいかどうかということも一つの観点であろう。先ほど石井委員がおっしゃったように、過度の負担にならないよう、工夫も要るかと思う。ただ、学校は毎年研究をしているので、教科書をしっかり見るということは絶対なくしてはいけない、必要なことだというふうに思っている。</p>
石井委員	<p>○ 選定理由資料を見ると、それぞれ選定の観点を記載してあるが、ほぼ全てのところで「学習指導要領の目標を達成するために」という文言が入っている。岡山市の教育振興基本計画やアクションプランをつくるタイミングと、この選定理由を選定するタイミングが合っていないとなかなか難しいとは思いますが、この計画やアクションプランに今後含まれるのであれば、今年これをやりましょうと、例えばその事業、ここだけはこのことがアクションプランの中に入っているのであれば、そういう視点、観点で、よりふさわしいものを選ぶということも必要ではないかと思う。</p>
指導課長	<p>○ 小・中学校の教科書は当然そういう観点にたって、岡山市の教育課題を解決</p>

<p>教育長 全委員 教育長 全委員 教育長 指導課長</p>	<p>するためにという視点で資料をつくって採択していただいているが、高等学校の内容については、多少、専門性の高さと、子どもたちの進路選択の幅広さというものがあるため、そちらが観点の、大きな視点になっていることはあると思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ほかに質問、意見はないか。 ○ 〈なし〉 ○ それでは、第19号議案について原案どおり可決してよろしいか。 ○ 〈承認〉 ○ 第19号議案は原案どおり可決する。 ○ 本日議決をいただいた教科用図書については、利用数と合わせて今後県に報告という運びになる。なお、採択した教科書一覧については10月31日までは部外秘の扱いとなる。採択に関する信頼性を確保するために、一斉に10月31日までが部外秘ということなので、ご配慮をお願いする。その報告終了後、ホームページで公開をする予定である。
<p>教育長 文化財課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日程第4、第20号議案を説明願う。 ○ 本件は、新たに1件を岡山市指定文化財に指定するため、岡山市文化財保護条例第10条に基づき、教育委員会があらかじめ岡山市文化財保護審議会に諮問を行い、意見を求めようとするものである。 <p>文化財指定を行おうとしているのは、北区丸の内にある林原美術館所属の屏風絵である。資料の冒頭に諮問書案、続けて写真をつけさせていただいている。この物件の文化財の種類は、有形文化財のうちの絵画である。名称は紙本墨画、紙に書いてある墨の絵という意味で、紙本墨画、前後赤壁図屏風、中国の揚子江流域の赤壁をあらわした、表現をした絵である。日本で描かれた中国風絵画で、南画あるいは文人画と呼ばれているものに分類される。</p> <p>資料の写真の一番下、右につけている、カラー写真のページに銘文のところの拡大をつけているが、銘文から、延享3年、小さ過ぎて申しわけないが、延享という年号は読んでいただけると思う、西暦で言うと1746年、彭城百川という方が描いたことがわかる。この彭城百川という方は、尾張名古屋出身の町人で、絵を勉強され、南画あるいは文人画と呼ばれている、日本でつくられた中国風絵画の一つの出だしのころの活躍した画家である。</p> <p>題材となっているのは、北宋の詩人蘇軾の「赤壁賦」という詩、これを題材としたもので、写真の上側が右隻、向かって右側のパーツ、それから左隻はその下のパーツということになるが、それぞれ完結している。要は、右隻がこの詩の前編、左隻がこの詩の後編ということに対応している。実は、それぞれ、詩を詠まれた場所と時期が細かくは違うということである。それから、余談であるが、三国志で有名な赤壁という場所とこの詩で有名な赤壁は、同じ中国湖南省になるが、場所がずれている。そういうことはあるが、詩を詠んだ人は、ここで赤壁の戦いが行われたと思って詩を詠んでいるということになる。</p> <p>いずれにしても中国の景勝地で、一組の屏風として見るときに、広大な揚子江の情景を想像させ、安定感のある構図がつけられている。</p> <p>制作年代が明らかなこと、先ほど申したように延享3年、1746年に初期の南画の作者として著名な彭城百川によるものであるということがわかっていて、作者がはっきりしているということ。また、百川の他の作品と比べても全く遜色なく、県内に現存する南画としても最古級であること。また、後世の補修、要は後の時代に修理で手が入っていないオリジナル性、オリジナルな部分がよく残っているということだが、そういうことで貴重なもので、岡山市の文化財として重要なものと考えている。</p> <p>本日、この場で議決をいただけるとすれば、早速、岡山市文化財審議会に諮</p>

<p>教育長 奥津委員</p> <p>文化財課長</p> <p>奥津委員 文化財課長 奥津委員 文化財課長</p> <p>石井委員</p> <p>文化財課長</p> <p>石井委員</p> <p>文化財課長</p>	<p>問して同委員会に審議をいただき、指定が相応しいという答申をいただくことができれば、直近の教育委員会に再びかけさせていただいて、そのことをもって指定という運びになる。</p> <p>以上、簡単ではあるが、よろしくご審議のほどをお願いします。</p> <p>○ 何か質問、意見はないか。</p> <p>○ この彭城百川という方は、ほかにどういった作品があるのか。国の重要文化財等になっている作品なり、そういったものがあるのか。</p> <p>○ 国の重要文化財になっている作品もあるし、林原美術館所属のこの絵も、文化財としての指定は今回の話だが、彭城百川の代表作として既に広く知られているようである。</p> <p>○ 何点かあるのか。</p> <p>○ 彭城百川の作品そのものは全国に数点以上ある。</p> <p>○ 重要文化財指定されているものが何点かあるのか。</p> <p>○ 複数ある。岡山市にあるものはこれが唯一、岡山市内でも唯一ということである。</p> <p>○ 新たに文化財を指定することで、何かコストがかかるといったようなこと等はあるか。</p> <p>○ 指定についてのメリット、デメリットということだと思うが、まず文化財の指定というのは、国指定の場合は文化財保護法、県指定の場合は県の条例、市指定の場合は市の条例というものに基づいて、それぞれの自治体あるいは国家の文化等を知る上ではかけがえのないものとして保存を図るべきものという形で指定をするのが趣旨である。あわせて、所有者から見れば、国宝や重要文化財、あるいは市の指定文化財を持っているということで、文化財を広く公開していく、顕彰していくという道すじも一方でつく。</p> <p>それから、行政の側から見た経費的なことで言うと、例えばこの絵画が指定されたとしたら、この屏風絵を将来、本格的に修理をする、文化財として修理をするというのは結構お金もかかるものだが、その場合に予算の範囲内で修理費の半額を市から補助金として支出するという決まりがある。</p> <p>岡山市から見れば、こういう文化財が市内にあるという位置づけができると同時に保存を図る。また、同時に公のものとして、個人財産であることは変わらないが、個人財産というか博物館の財産であることは変わらないが、市民にとってかけがえのないものということで、修理のときに補助金という形での負担が将来出てくる可能性はある。</p> <p>○ 今、岡山市の指定重要文化財はどれぐらいあって、その関連費用としてどれくらいかかっているのかということ、概算でも結構なので教えてほしい。</p> <p>○ この絵がもし指定されるとすると、岡山市の条例に基づく指定文化財は111件ということになる。こういう絵画もあるが、例えば建造物、そういうものもかなりのウエイトを占めている。それで、経費的な負担ということで申し上げますと、これは一番大きな、経費的負担が大きいのは建造物、何々神社の本殿、あるいは何々寺の本堂というようなものを修理する場合には、全体の保存修理費が1億円ぐらいかかったりする。国指定の場合、例えば数年前に終わったが、吉備津神社の本殿を修理する場合には、国指定なので国が半分以上出して、残りを所有者と県と岡山市で持つという形である。</p> <p>よって、それぞれの年度によって、岡山市からの修理等に要する経費はかなり増減がある。例えば、今年であれば、岡山市指定の吉備津彦神社本殿の修理事業について、県が補助金の半額を出して、残りの半分を岡山市がもつという形で、市からの持ち出しが千二、三百万円ということがある。それからもう一件、市指定のちょっとした修理、建造物の修理で約40万円ぐらい補助金</p>
---	--

藤原委員	<p>を支出するという場合もある。いずれにしても、かなり年度によって、岡山市から出す文化財の修理のための金額は変動している。</p> <p>○ これを諮問することについては全然異論がないが、参考までに教えてほしい。例えば、持ち主は、この屏風のようなものや、ほかにもあるかもしれないが、県指定に出そうか、国指定に出そうか、市指定にお願いしようかといった、持ち主がそのグレードによって、何かはかっているのか。それとも、誰かが何か知恵をだしているのか。</p>
文化財課長	<p>○ 制度的には、所有者が、市指定にふさわしいのではないかと、県指定にふさわしいのではないかとということで、申請をいただくという形はとっているが、実際には事前に、例えば県立博物館の学芸員の方とか、岡山市の文化財の関係をされている先生方であるとか、いろんな形で相談されたり、事前に教育委員会の事務局にご相談いただく中で、市指定に出してみようというようなことが現実にはある。基本的には、今回もそうだが、指定は行政の働きかけもあるが、形の上では全て所有者からの申請に基づいて行うという形になるので、申請があったので今回の審議という話になるが、実際にはかなりいろいろな調整がある。</p>
藤原委員	<p>○ 持ち主にとっては分かりにくいところもあるだろう。でも、長く保存するためにはそういう指定がかかっていた方がいいだろう。</p>
教育長 全委員	<p>○ ほかに質問、意見はないか。</p>
教育長 全委員	<p>○ 〈なし〉</p>
教育長	<p>○ それでは、第20号議案について原案どおり可決してよろしいか。</p>
	<p>○ 〈承認〉</p>
	<p>○ 第20号議案は原案どおり可決する。</p>

傍聴の状況		
報 一	道 般	1名 0名